令和７年３月２３日執行
赤　磐　市　長　選　挙
赤磐市議会議員選挙

指定病院・老人ホーム等における
不 在 者 投 票 の 手 続

赤磐市選挙管理委員会

は　じ　め　に

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院（所）している人は、その病院や老人ホーム等で不在者投票ができることになっています。

この不在者投票の制度は、有権者のためにできるだけ投票の機会を確保しようとするために設けられた制度ですが、選挙の当日に投票所において投票するという原則の例外であるため、その手続は法令により詳細に規定されており、有権者が行使した貴重な不在者投票もこれに違反したものは無効となります。

病院や老人ホーム等で不在者投票事務に従事される方は、あらかじめ関係法令やこの冊子を御覧いただき、手続に誤りのないように注意してください。

凡　例

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
選管	赤磐市選挙管理委員会
指定病院等	都道府県選挙管理委員会が指定する病院（介護老人保健施設を含む。）、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設、国立保養所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所並びに婦人補導院

目　　次

１　主　要　日　程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　不在者投票のできる人について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　不在者投票管理者について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　不在者投票の手続について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（１）選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が

　　投票用紙等の交付を請求する場合　・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）選挙人が選管に対して直接投票用紙等の交付を

　　請求する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

５　不在者投票の変更手続について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

６　不在者投票の経費について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

７　不在者投票事務取扱場所の周知について・・・・・・・・・・・・・・　13

１　主　要　日　程

（１）選挙期日の告示日（赤磐市長選挙及び赤磐市議会議員選挙の立候補受付）

令和７年３月１６日（日）

（２）選挙期日

令和７年３月２３日（日）

（３）不在者投票のできる期間

令和７年３月１７日（月）から３月２２日（土）まで

（選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日まで）の

毎日午前８時３０分から午後５時まで

※　告示日当日の不在者投票はできませんので、御注意ください。

２　不在者投票のできる人について

指定病院等で不在者投票のできる人は、赤磐市の選挙人名簿に登録され、選挙権があることのほか、次のような要件が必要です。

指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設又は指定保護施設に入院（入所）している場合

・その人が属する投票区の区域外にある指定病院等に入院（入所）し、選挙の当日において入院（入所）中の見込みの人

・疾病、負傷、出産、身体障害等のため、指定病院等に入院（入所）し、選挙の当日において歩行が困難である見込みの人

刑事施設、労役場、監置場又は留置施設に収容されている場合

・刑事施設に収容されている刑事被告人、被疑者、拘留の刑に処せられた人、受入受刑者若しくは監置に処せられた人（以下「刑事被告人等」という。）、労役場若しくは監置場に留置されている人又は留置施設に留置されている刑事被告人等で、選挙の当日において収容中の見込みの人

少年院又は少年鑑別所に収容されている場合

・保護処分に付され少年院に収容されている人又は少年鑑別所に収容されている人で、選挙の当日において収容中の見込みの人

婦人補導院に収容されている場合

・補導処分に付され、選挙の当日において収容中の見込みの人

3　不在者投票管理者について

（1）施設ごとの不在者投票管理者

法令により、施設ごとに不在者投票管理者が、次のように定められています。

施　設　等	不在者投票管理者
指　定　病　院 （指定介護老人保健施設を含む。）	病院の院長
指　定　老　人　ホ　ー　ム	老人ホームの長
指定原子爆弾被爆者養護ホーム	原子爆弾被爆者養護ホームの長
国　立　保　養　所	国立保養所の所長
指定身体障害者支援施設	身体障害者支援施設の長
指　定　保　護　施　設	保護施設の長
刑事施設、労役場、監置場	刑事施設の長
留　置　施　設	留置業務管理者
少　年　院	少年院の長
少　年　鑑　別　所	少年鑑別所の長
婦　人　補　導　院	婦人補導院の長

ただし、指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）の院長並びに指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設の長については、

ア　候補者となった場合

イ　外国人の場合

は、不在者投票管理者となることはできません。

なお、不在者投票管理者が、**ア**又は**イ**に該当する場合のほか、**不在者投票管理者に**

事故があり、又は欠けたときは、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

（２）不在者投票管理者の仕事

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権をもち、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理しますが、その主な仕事は、次のとおりです。

ア　選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を選管に請求すること。

イ　選管から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと。

ウ　選挙人から提示を受けた投票用紙及び投票用封筒（並びに不在者投票証明書）を点検すること。

エ　立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。

オ　不在者投票記載場所の設備をすること。

カ　代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。

キ　投票の終わった不在者投票を選管に送致すること。

（３）不在者投票管理者としての心構え

ア　不在者投票は、選挙期日より前に、しかも、一般の投票所以外の施設の中で行われる例外的な制度であり、**その取扱いには厳格を期し、投票の秘密を保持し、また選挙人が自由な意思に基づいて投票できるよう投票に対する不正干渉等のないように**十分な配慮が必要です。

イ　不在者投票事務は、確実さと迅速さが要求されます。あらかじめ選管に問い合わせていただくほか、日頃から選挙関係法令に当たっておくなど、事前に十分な法的知識を修得しておくことが必要です。

ウ　事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人が投票しやすい雰囲気づくりに配慮することが必要です。

エ　不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、いやしくもこれらの罰条に触れることのないよう注意が必要です。

オ　不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。不在者投票管理者はもとより、不在者投票に従事する職員及びその他の職員の慎重な行動が大切です。

カ　その他不在者投票事務においてトラブルが予想されたり、トラブルが起こったときは選管に連絡し、その指示を受けることなど、関係機関との連絡調整が必要です。

４　不在者投票の手続について

不在者投票をするに当たっては、まず、投票用紙等を選管に対して請求し、手許に取り寄せておかなければなりませんが、この請求には、**選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が代理請求する場合**と、**選挙人が直接請求する場合**の２通りの方法があります。

それぞれ手続が異なりますので、以下この２つのケースに分けて概略を説明します。

（１）選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が投票用紙等の交付を請求する場合

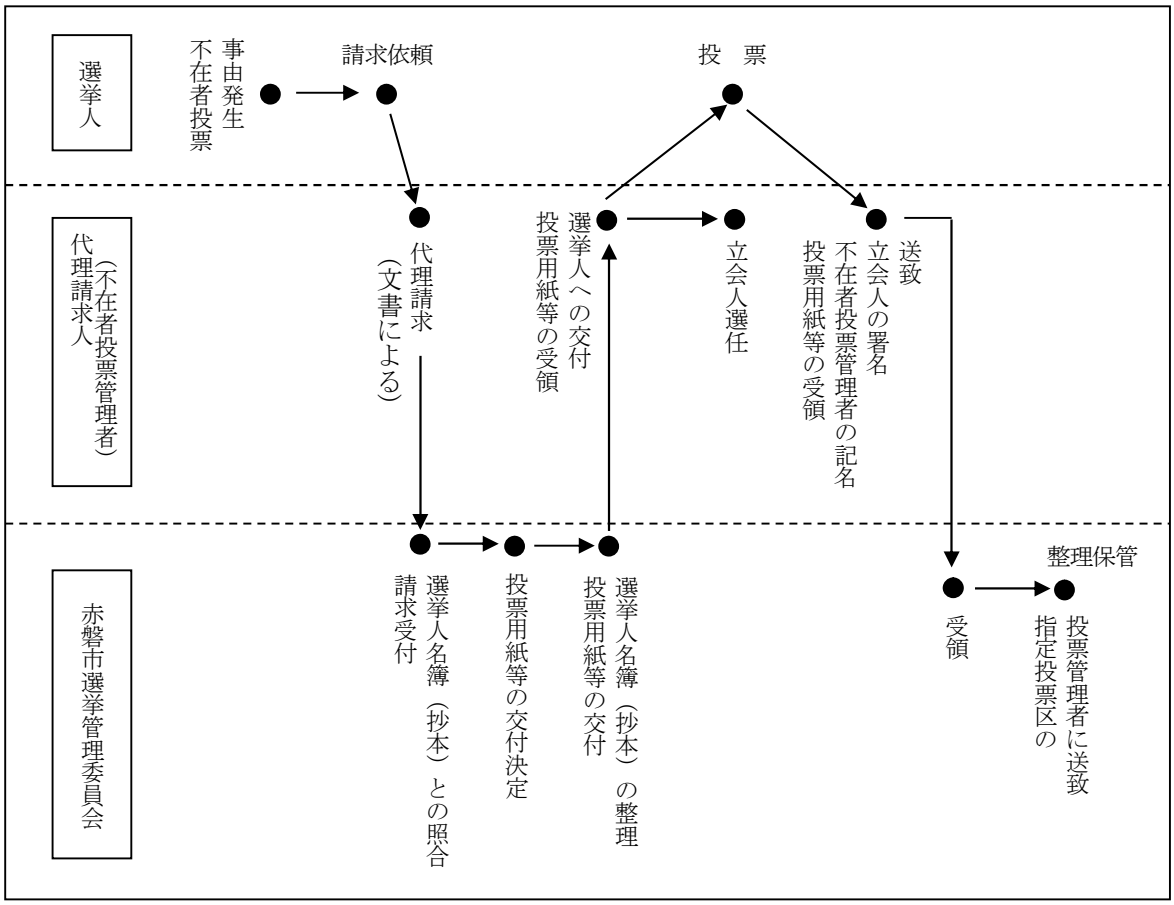

ア　投票用紙等の請求依頼

まず、選挙人が不在者投票管理者に、「投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書」により、投票用紙と投票用封筒の請求を依頼します。

なお、この請求依頼書については、選挙人１人につき１枚ずつ作成しても差し支えありません。

イ　不在者投票管理者から選管への請求

請求依頼を受けた不在者投票管理者は、選管に対して、**投票用紙及び投票用封筒**を、「請求書」により請求します。

（ア）請求期間

選挙期日の前日（午後５時）までですが、できるだけ早めに請求してください。**選挙期日の告示の日以前においても請求できます。**

請求方法は、直接でも郵便等による送付でも差し支えありません。選管からの投票用紙等の交付は、原則として告示の日の翌日以後（郵便等により送付する場合は、告示の日前２日以後）に行われることとなっています。

（イ）点字投票

選挙人から点字投票する旨の申立てがあったときは、その旨を「請求書」の備考欄に記載する必要があります。

（ウ）選管への請求

一枚の用紙に依頼者の氏名を連記できます。

ウ　選挙人への投票用紙の交付

不在者投票管理者は、選管から交付された投票用紙と投票用封筒を受け取り、これを、請求を依頼した選挙人に渡します。

（なお、実務上は、不在者投票を行う際に選挙人に手渡すこととなります。）

（注）・選挙人に投票用紙等を渡す際には、選挙人を誤って交付することのないよう、投票用紙及び投票用封筒と選挙人からの請求依頼書とを対照し、確認する必要があります。

・点字投票をする旨申し立てたときに交付される投票用紙は、一般の投票用紙より大きいサイズとなっており、点字投票である旨の表示とともに、選挙種別を表示した点字シールが貼付されています。

赤 磐 市 長 選 挙　「しちょー」

赤磐市議会議員選挙　「しぎ」

・投票用封筒には外封筒と内封筒の２種類があり、両方で１セットとなっています。

エ　投　　票

いよいよ投票に入ります。

（ア）投票記載場所の設置

不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人が選挙人の投票の記載をのぞきこんだりすることがないように投票の秘密保持に努め、また投票用紙の交換その他の不正が行われることのないようにするために、投票記載台、投票箱（代用できるものでも可。）等相当の設備をしなければなりません。

また、**投票記載場所には、候補者の氏名等の一覧表や候補者等の選挙運動用ポスター、政治活動用ポスター等の掲示は一切できない**こととなっています。

なお、投票記載場所の外において、立候補者の告示や選挙公報、立候補者を平等に扱っている新聞記事等を見ることができるようにすることなどの便宜供与は可能です。

（イ）立会人及び補助者の選任

ａ　不在者投票を行う場合には、必ず**選挙権を有する者**を立ち会わせなければならないことになっています。あらかじめ**立会人（１人）**を決めておくことが必要です。

ｂ　**代理投票を行う場合には、さらに２人の補助者が必要です。**あらかじめ、立会人の意見を聴き、不在者投票の事務に従事する者のうちから、決めておくことが必要です。

なお、**代理投票を行う場合の補助者（２人）については、不在者投票管理者及び立会人と兼ねることはできない**こととなっています。

（ウ）立会人の立会い

不在者投票管理者は、あらかじめ選任しておいた有権者１人を投票に必ず立ち会わせなければなりません。立会人は、不在者投票が公正に行われていることを見届ける重要な証人です。

（エ）投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、投票の前に選挙人に投票用紙と投票用封筒の提示を求めて、投票用紙に候補者の氏名が書かれていないことを点検します。

（実務上はウ（５ページ）のとおり、不在者投票を行う際に、不在者投票管

理者が点検の上、選挙人に手渡し、直ちに投票することになります。）

（オ）投票の方法

選挙人は、投票記載場所で、**投票用紙に赤磐市長選挙にあっては候補者１人の氏名を記載し、赤磐市議会議員選挙にあっては候補者１人の氏名を記載し、これらをそれぞれ投票用封筒の内封筒に入れ、封をした上、さらに外封筒に入れて封をします。**

そして、外封筒の表面に選挙人の署名をして提出します。（外封筒に選挙人の署名がない不在者投票は、投票として扱われなくなりますので、注意してください。）

不在者投票管理者は、選挙人から提出された封筒に署名がしてあるかどうかを確認し、漏れがあれば必ず本人に署名させてください。不在者投票管理者や立会人が選挙人の氏名を代筆してはいけません。

投票用紙、外封筒及び内封筒の色等は次のとおりですので、混同しないよう注意してください。

◎　投　票　用　紙	赤磐市長選挙	「黄　色」の用紙
	赤磐市議会議員選挙	「白　色」の用紙
◎　封筒（内封筒・外封筒）	赤磐市長選挙	「黄　色」の封筒
	赤磐市議会議員選挙	「白　色」の封筒

（カ）点字投票

点字投票の場合の投票用外封筒の表面の選挙人の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に点字で署名させてください。

（キ）代理投票

心身の故障その他の事由のため自ら候補者の氏名を書くことができない選挙人は、不在者投票管理者に申請し、代理投票をすることができます。

この場合の手続についてですが、まず補助者の選任について立会人の意見を聴き、不在者投票の事務に従事する者のうちから、補助者２人を定めます。

投票記載場所で、補助者１人の立会いのもとに、他の補助者（代理記載人）１人に選挙人の指示する候補者１人の氏名を記載させ、これを投票用封筒（まず内封筒に入れ、次に外封筒に入れる。）**に入れて封をさせ、続いて外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ（このとき、代理記載人の氏名は記載しないでください。）**、不在者投票管理者に提出させます。

そして投票を選管に送致（持参又は郵便等により送付）をする際に、「代理投票通知書」を同封してください。

代理投票の申請を受けたが、不在者投票管理者において、その事由がないと認めたときは、これを拒否できますが、拒否の決定は、必ず立会人の意見を聴いてしなければなりません。

（ク）代理投票の仮投票

代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき又は代理投票をすることについて立会人に異議があるときは、選挙人は、代理投票の仮投票をすることができます。

代理投票の仮投票の方法は、**（キ）**の手続によるほか、代理投票の補助者のうち選挙人に代わり投票用紙に候補者の氏名を記載した者（代理記載人）が、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載した上で、さらに、**代理記載人の氏名を投票者欄の左に「代理記載人何某」と記載し**、提出することとなっています。

（注）代理投票の仮投票の場合には、選挙人の氏名に加え代理記載人の氏名を必ず記載してください。

通常の代理投票の場合には、代理記載人の氏名は記載しないでください。

（ケ）歩行が困難な選挙人のベッドの上での投票

不在者投票は、原則として投票記載場所で行うべきですが、重病人など歩行困難な者については、不在者投票管理者の管理下で、かつ立会人の立会いがあれば、ベッドの上でも投票させることが可能です。この場合においては、特に投票の秘密保持に注意を払うことが必要です。

なお、この場合、ベッドのある室内に選挙運動用ポスターや政治活動用ポスター等がないかどうか、特に入念にチェックしてください。

オ　投票終了後の手続

不在者投票管理者は、投票を受け取ったときは、**投票用外封筒の所定の欄に投票年月日及び投票場所を記載し不在者投票管理者の記名をした上、立会人に署名**させます。

投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者の氏名の記載（ゴム印等による記名でもよい。）がない不在者投票や立会人の署名（自書に限る。）がない不在者投票は、投票所で「不受理」（投票として扱われないこと。）となりますので特に注意してください。

カ　不在者投票の送致

不在者投票管理者は、予定していた不在者投票がすべて終わったら、投票用封筒を**送致用封筒**に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印して、選管に「不在者投票送致書」とともに送致（持参又は郵便等による送付）をします。

不在者投票を送致する前に、必要事項の記載漏れ、誤記入、代理投票の場合の通知書の添付の有無等を確認してください。

また、不在者投票は、投票の当日投票所を閉じる時刻までに選管から投票管理者のもとへ届ける必要があり、この時刻を過ぎて到達したものは投票として扱われなくなります。不在者投票管理者は送致に要する期間を見込んで事務処理を行う必要があります。

（ア）代理投票を行った選挙人がいる場合

送致（持参又は郵便等による送付）をする際に、「代理投票通知書」もあわせて送付してください。

（イ）代理投票の仮投票を行った選挙人がいる場合

送致（持参又は郵便等による送付）をする際に、「代理投票仮投票調書」もあわせて送付してください。

（２）選挙人が選管に対して直接投票用紙等の交付を請求する場合

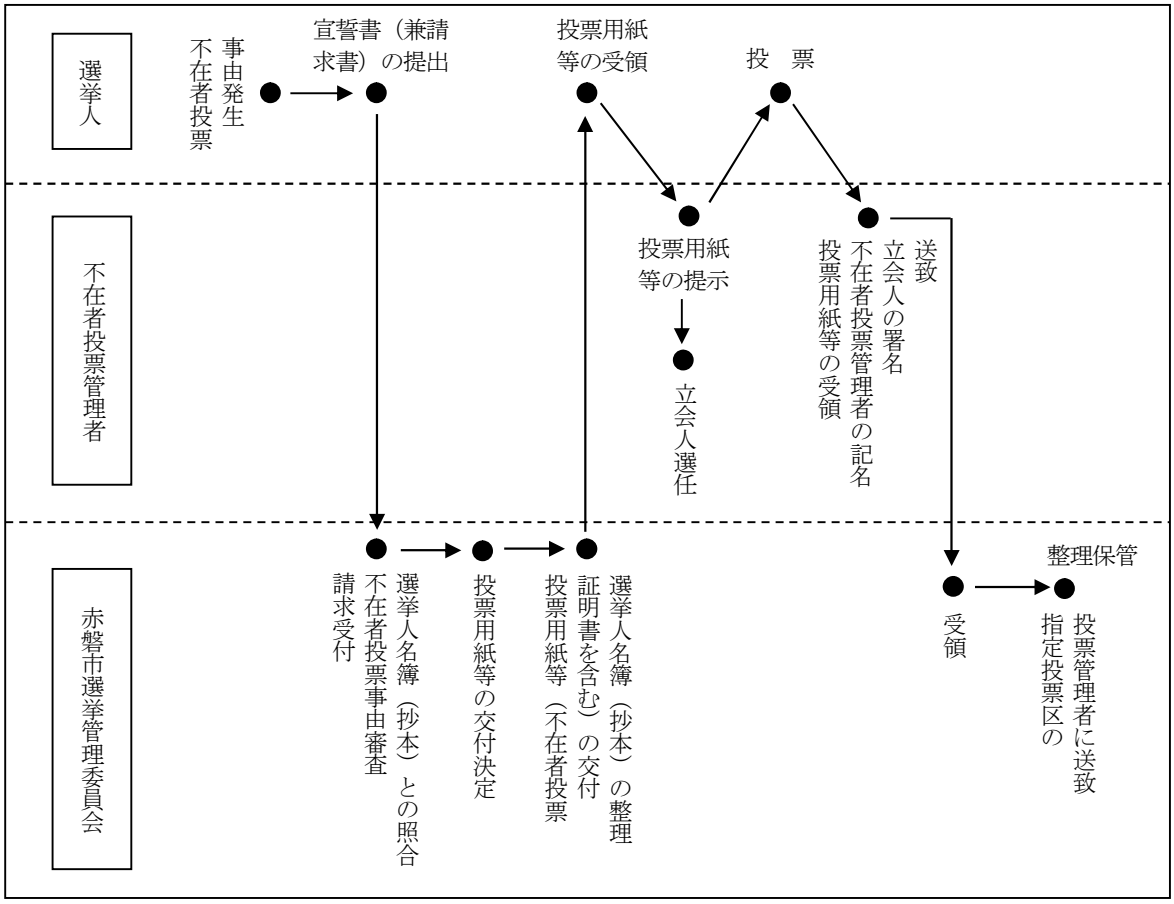

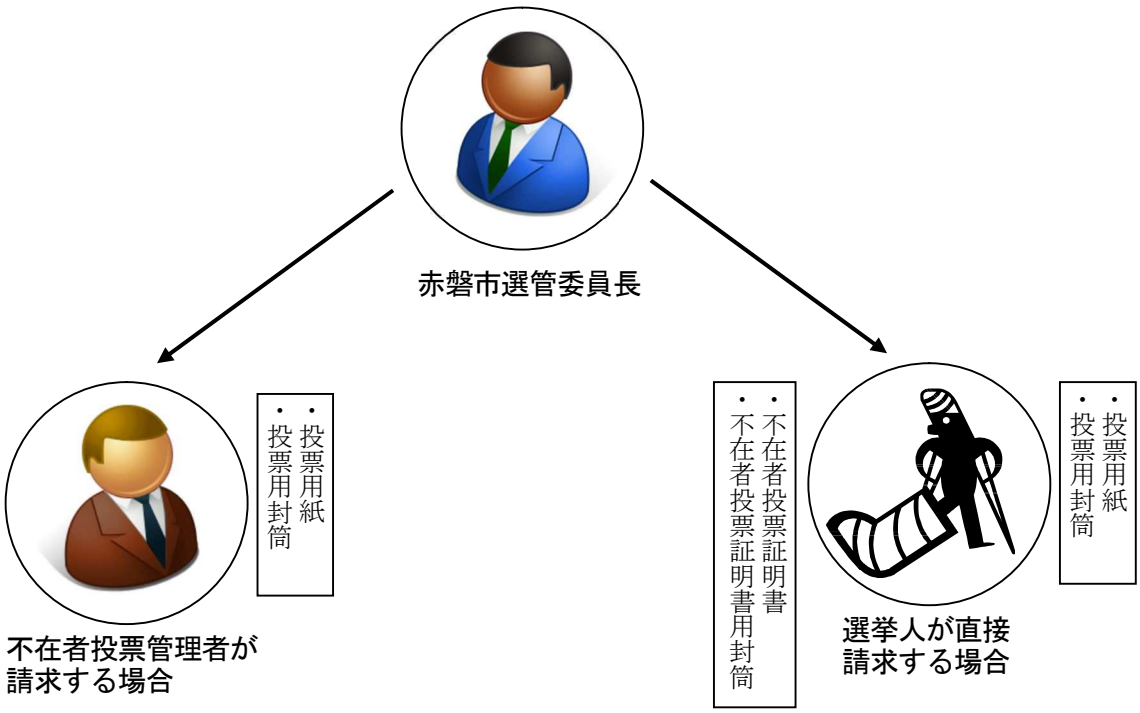

ア　投票用紙等の請求

まず、選挙人は、「宣誓書（兼請求書）」を選管に対して直接又は郵便等により提出して、投票用紙、投票用封筒及び**不在者投票証明書**の交付を請求します。

なお、「宣誓書（兼請求書）」は、選管で準備しています。

（注）・選挙人は、指定病院等で投票する旨を併せて申し立てることが必要です。

・点字投票をしようとする場合は、その旨を申し立てることが必要です。

イ　投票用紙等の点検等

不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入っている封筒の提示を求めて、投票用紙及び投票用封筒を点検し、「不在者投票証明書」の調査をします。

参　考

選挙人が直接請求する場合は、不在者投票管理者が選挙人の依頼により請求する場合と異なり、選管から投票用紙及び投票用封筒のほか、不在者投票証明書が不在者投票証明書用封筒に入れられ、封をしたままで交付されることとなります。

（ア）選挙人から提出された不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、いかなる事情であれ、不在者投票をさせることはできません。

（イ）不在者投票をする指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設又は指定保護施設と不在者投票証明書の投票をしようとする施設の名称とが一致するかどうか確認してください。

投票をしようとする施設の名称と一致しないときにも投票できないことはありませんが、選挙人にその理由を聴き、不在者投票証明書の余白に記録する等の措置をとってください。

ウ　投票等

投票に入りますが、投票の方法等その手続は、選挙人が不在者投票管理者に依頼して投票用紙等の交付を請求する場合と全く同様です。

なお、選管に不在者投票を送致する際に、不在者投票証明書を不在者投票とともに送致用封筒に入れて送致してください。

５　不在者投票の変更手続について

（１）不在者投票をしようとして投票用紙等の交付を受けた選挙人は、選挙期日の前日までにその投票用紙等を投票管理者に返却すれば、期日前投票を行うことができます。

（２）また、選挙期日の前日までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙等を投票管理者に返却すれば、選挙の当日、投票所において投票することができます。

（３）選挙人が直接投票用紙等の交付を請求した場合には、赤磐市以外の市区町村選管で不在者投票をすることができます。

（４）不在者投票をせず、投票日当日、投票所においても投票しなかったときは、投票用紙等を速やかに選管に返さなければなりません。

６　不在者投票の経費について

不在者投票の経費については、不在者投票管理者が、選挙終了後、「不在者投票経費請求書」を選管に提出して請求することとなります。

その際、請求者は必ず不在者投票管理者（病院の場合は院長、老人ホーム等の場合は当該施設の長等）となり、法人の理事長等が請求することはできません。また、請求書に押印する印鑑も不在者投票管理者の印（病院長印等）でなければならず、理事長印等では請求できません。

不在者投票管理者以外（理事長等）の名義の口座に振込を希望するときは、委任状欄にも必ず記入してください。委任状欄には、上記不在者投票管理者の印を押印してください。

また、お支払いする経費は、実際に投票を行った選挙人１人につき１，０７３円となります。例えば、赤磐市長選挙の投票のみを行い、赤磐市議会議員選挙の投票を行わなかった選挙人についても１，０７３円をお支払いします。

経費請求書の提出先

〒709-0898　赤磐市下市３４４番地　赤磐市選挙管理委員会事務局

（封筒の表に、**「不在者投票経費請求書在中」**と明記してください。）

その他、経費の請求に関し御不明な点は、

赤磐市選挙管理委員会事務局（電話086-955-4782）へお問い合わせください。

７　不在者投票事務取扱場所の周知について

選挙期日の告示があった場合は、不在者投票管理者たる病院長等は、直ちに不在者投票の事務取扱場所を定め、その管理する施設内の見やすい場所に、次の要領による掲示物又は回覧板によって周知を図ってください。

お　知　ら　せ

令和７年３月２３日には赤磐市長選挙及び赤磐市議会議員選挙が行われますが，この病院の中であらかじめ不在者投票をされる方のために，その月日と場所を次のように定めたのでお知らせします。

令和７年３月　　日

何病院長　氏　名　　㊞

１　歩行可能な者

３月　　日（　　）　　何室

２　歩行困難な者

３月　　日（　　）　　各病室（病院長と立会人が巡回する。）